

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500018号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500020号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年7月31日から平成3年8月31日に訂正し、平成元年7月から平成3年3月までの標準報酬月額を38万円とし、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成元年7月31日から平成3年8月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年7月31日から平成3年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に同社に勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年8月31日(以下「全喪日」という。)より後の平成3年10月28日付けで、請求者に係る平成元年から平成3年までの定時決定及び同年4月の随時改定を取り消した上、平成元年7月31日に遡って被保険者資格の喪失処理を行っていることが確認できる。

一方、A社が加入していた厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員台帳により、請求者の同基金における加入員資格の取得日は平成元年10月1日(基金設立日)、喪失日は平成3年8月31日であることが確認できる上、同基金から提出された基金設立に関する委任状及び同意書によると、平成元年6月16日付けで請求者が当該書類に記名押印していることから、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間の一部期間において同社の代表取締役であったことが確認できるが、同社の全喪日より前の平成3年2月22日付けで代表取締役を辞任し、同年7月10日付けで取締役を辞任しているが、請求者は引き続き勤務していた旨陳述しており、社会保険事務担当者も同様に陳述している。

さらに、A社に係る滞納処分票は確認できないものの、同社の社会保険事務担当者は、請求期間当時の同社では給与の遅配があった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って請求者の被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における資格喪失日を、同社が適用事業所でなくなった平成3年8月31日に訂正することが必要である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の同社における被保険者資格の喪失処理前のオンライン記録から、平成元年7月から平成3年3月までは38万円、平成3年4月から同年7月までは47万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500013号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500021号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月7日及び平成17年7月7日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成16年12月7日の標準賞与額は9万6,000円、平成17年7月7日の標準賞与額は19万2,000円とする。

平成16年12月7日及び平成17年7月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月7日及び平成17年7月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月7日
③ 平成17年7月7日

年金事務所からのお知らせにより、A社における厚生年金保険の標準賞与額の記録がないことを知った。賞与が支給されていたのは間違いないので、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③については、請求者の取引銀行から提出された取引明細表により、請求者は、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の経理・社会保険事務担当責任者は、賞与が振込みにより支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていると陳述している。

さらに、複数の同僚から提出された請求期間②及び③に係る賞与支給明細書により、いずれも請求期間当時の厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は請求期間②において標準賞与額(9万6,000円)、請求期間③において標準賞与額(19万2,000円)に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、経理・社会保険事務担当責任者は、賞与支払届の届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①については、請求者に係る賞与の支給を確認する賞与支給明細書及び賃金台帳がなく、前述の取引明細表を見ると、平成16年7月23日に給与の振込額は確認できるものの賞

与が振込まれていた形跡はなく、また、経理・社会保険事務担当責任者は、請求期間当時の4月入社に従業員に係る7月分賞与については、賞与ではなく寸志の形で現金支給していたと思うが、保険料控除については不明と陳述しており、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500030号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500022号

第1 結論

請求者のA社における平成11年3月1日から平成13年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年3月から平成12年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から59万円とし、平成12年10月から平成13年1月までは9万8,000円から62万円とし、平成13年2月及び同年3月は9万8,000円から59万円とする。

平成11年3月から平成13年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年3月1日から平成13年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額の記録が給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間における標準報酬月額は、当初、平成10年11月1日から平成12年10月1日までは59万円、平成12年10月1日から平成13年2月1日までは62万円、平成13年2月1日から同年4月1日までは59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成15年3月1日)の後の平成15年3月11日付けで、平成11年10月及び平成12年10月の定時決定並びに平成13年2月の随時改定を取り消し、平成11年3月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、遡及減額処理当時、A社に係る厚生年金保険料の滞納があったことが、社会保険事務所(当時)が保管する滞納処分票により確認できるが、事業主とは連絡が取れないため、当時の状況を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、平成15年3月11日付けで行われた遡及減額処理は事実上即時のものとは考え難く、請求者について平成11年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求期間に係る標準報酬月額については、平成11年3月から平成12年9月までは59万円、平成12年10月から平成13年1月までは62万円、平成13年2月及び同年3月は59万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500083号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500009号

第1 結論

昭和50年1月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年1月から昭和52年3月まで

私は、父が生前、私と双子の姉が大学生であった昭和50年に私たちの国民年金に係る任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと母から聞いているが、請求期間の国民年金被保険者記録を確認したところ、姉は被保険者期間とされ、私は未加入の記録となっている。

調査の上、請求期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において大学生であったとしており、当時、大学生が国民年金の被保険者資格を取得するには任意に加入する必要があったところ、請求者はこれまでに年金手帳の交付は1冊のみであるとしており、現在所持している年金手帳の記載によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は、厚生年金保険の資格喪失後の昭和57年11月21日であることが確認できることから、それ以前の請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、市役所が保管していた請求者に係る国民年金被保険者名簿の「社保離脱につき新規取得昭和57.12.4受付」の記載から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和57年12月4日付けで受け付けられていることが確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和57年まで行われていなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間について、父が請求者の姉と一緒に国民年金に加入させ国民年金保険料を納付していた旨の説明を母から受けており、姉のみに国民年金被保険者記録があることが疑問であるとしているが、オンライン記録によると、姉の当該記録は、姉が20歳の誕生日の前日の昭和50年*月*日に遡って、平成11年10月28日に資格取得日が追加処理されていることが確認できることから、同日までは姉も請求者同様、20歳の誕生日の前日から就職前の昭和52年1月までの期間は未加入期間となっており、当時は国民年金保険料を納付することはできず、加入期間が追加された時点では、国民年金保険料は時効により納付できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500090号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500010号

第1 結論

平成7年1月から同年5月までの請求期間、平成7年7月、同年9月、平成7年12月から平成8年1月までの請求期間、平成8年5月、平成8年7月から同年10月までの請求期間及び平成8年12月から平成9年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成7年1月から同年5月まで
② 平成7年7月
③ 平成7年9月
④ 平成7年12月及び平成8年1月
⑤ 平成8年5月
⑥ 平成8年7月から同年10月まで
⑦ 平成8年12月及び平成9年1月

平成9年2月頃に請求期間を含む国民年金保険料の一括納付の納付書が自宅に届いたの
で、私の妻が社会保険事務所(当時)に電話で相談して、1か月単位の納付書を作成して
もらい、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を信用金庫の本店で時効期限間際に1か月単位で
遡って納付していた。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、
記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の妻は、平成7年1月から平成9年1月までの請求期間を含む約2年間の夫婦二人
分の国民年金保険料を平成9年2月頃から毎月遡って時効期限間際に納付していたと主張
しているところ、請求期間はそれぞれ短期間であり、請求期間前後の国民年金保険料
は請求期間⑦直後の厚生年金保険期間を除き納付済みとなっており、その納付時期は、
オンライン記録によれば、いずれも時効期限間際となっていることが確認できる。

しかしながら、請求者の妻の主張どおりであれば、約2年の間に請求者の国民年金保
険料の納付記録の管理について、不適切な事務処理が16回に及び繰り返し行われていた
ことになるが、請求期間を含めて請求者夫婦には転居がないことを踏まえると、約2
年の間にこれだけの回数事務処理誤りが同一住所地において繰り返し行われていたと
推認することは困難である。

また、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1
月から基礎年金番号制度が導入されて、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強
化が図られていた時期であることから、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

さらに、請求者の妻は、請求者の平成8年分及び平成9年分の所得税の確定申告書(以下「申

告書」という。)の控えを提出しているが、平成8年分の申告書の社会保険料控除欄の国民年金保険料額は、請求者夫婦が平成8年中に請求期間前の平成6年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付した金額に相当するものであり、平成9年分の申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料額は記載しなかったと主張していることから、当該申告書では請求期間①、②及び③の期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できない。

加えて、請求者の妻は、平成11年1月及び同年2月の家計の支出を記載したとするメモを提出し、「当該メモに、請求期間⑦に当たる平成8年12月及び平成9年1月の夫婦二人分の国民年金保険料に関する記載があることから、請求期間⑦の国民年金保険料は納付していたことは明確であり、請求期間①から⑥までについても国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、この記載内容から、請求期間⑦及び請求期間①から⑥までの国民年金保険料を納付したと推認することは困難である。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500091号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500011号

第1 結論

平成7年1月から同年5月までの請求期間、平成7年7月、同年9月、平成7年12月から平成8年1月までの請求期間、平成8年5月、平成8年7月から同年10月までの請求期間及び平成8年12月から平成9年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成7年1月から同年5月まで
② 平成7年7月
③ 平成7年9月
④ 平成7年12月及び平成8年1月
⑤ 平成8年5月
⑥ 平成8年7月から同年10月まで
⑦ 平成8年12月及び平成9年1月

平成9年2月頃に請求期間を含む国民年金保険料の一括納付の納付書が自宅に届いたので、私が社会保険事務所(当時)に電話で相談して、1か月単位の納付書を作成してもらい、私が夫婦二人分の国民年金保険料を信用金庫の本店で時効期限間際に1か月単位で遡って納付していた。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成7年1月から平成9年1月までの請求期間を含む約2年間の夫婦二人分の国民年金保険料を平成9年2月頃から毎月遡って時効期限間際に納付していたと主張しているところ、請求期間はそれぞれ短期間であり、請求期間前後の国民年金保険料は請求期間⑦直後の国民年金第3号被保険者期間を除き納付済みとなっており、その納付時期は、オンライン記録によれば、いずれも時効期限間際となっていることが確認できる。

しかしながら、請求者の主張どおりであれば、約2年の間に請求者の国民年金保険料の納付記録の管理について、不適切な事務処理が16回に及び繰り返し行われていたことになるが、請求期間を含めて請求者夫婦には転居がないことを踏まえると、約2年の間にこれだけの回数的事务処理誤りが同一住所地において繰り返し行われていたと推認することは困難である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月から基礎年金番号制度が導入されて、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

さらに、請求者は、請求者の夫の平成8年分及び平成9年分の所得税の確定申告書(以下「申告書」という。)の控えを提出しているが、平成8年分の申告書の社会保険料控除欄の国民年

金保険料額は、請求者夫婦が平成8年中に請求期間前の平成6年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付した金額に相当するものであり、平成9年分の申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料額は記載しなかったと主張していることから、当該申告書では請求期間①、②及び③の期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できない。

加えて、請求者は、平成11年1月及び同年2月の家計の支出を記載したとするメモを提出し、「当該メモに、請求期間⑦に当たる平成8年12月及び平成9年1月の夫婦二人分の国民年金保険料に関する記載があることから、請求期間⑦の国民年金保険料は納付していたことは明確であり、請求期間①から⑥までについても国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、この記載内容から、請求期間⑦及び請求期間①から⑥までの国民年金保険料を納付したと推認することは困難である。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500171号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年7月1日から平成2年9月30日まで
A社に勤務した期間のうち、昭和59年7月以降の厚生年金保険料について標準報酬月額に見合う保険料より高額な保険料が給与から控除されていることが分かった。
給与明細書等を提出するので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された21か月分の給与明細書について、A社の取締役の一人は、同社で使用したものであったと回答しており、上記給与明細書のうち3か月分に記載された総支給額及び厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる請求者の請求期間における全ての標準報酬月額に基づくものよりも高額である。しかし、賃金台帳等は保存されておらず、前記3か月分の給与明細書に基づく給与の支給年月を確認できず、また、同給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、昭和59年から平成元年までの料率によるものと一致しない。

また、請求者から提出された平成2年度市民税・県民税特別徴収税額通知書(平成元年分所得)に記載された社会保険等の金額は、オンライン記録により確認できる当該期間に係る請求者の標準報酬月額から試算した社会保険料及び雇用保険料の合計額より低い。

さらに、請求者から提出された平成2年分の所得税の確定申告書(控)に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる当該期間に係る標準報酬月額から試算した社会保険料、雇用保険料及び請求者から提出された健康保険任意継続被保険者取得通知書(平成2年9月30日資格取得)記載の健康保険料額の合計額より低い。したがって、平成元年及び平成2年においても、請求者がオンライン記録より高額の厚生年金保険料を控除されていたとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。